

令和3年第6回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和3年6月4日（金） 午前9時30分から午前10時30分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏  
教育長職務代理者 小出正文  
教育委員 後藤明美  
教育委員 鈴木森晶  
教育委員 中田めぐみ

欠席者 なし

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司  
教育参事 小川貴  
学校教育課長 井戸茂治  
生涯学習課長 栗山直樹  
教育専門員 小坂井美衣  
学校教育係長 菊地智行  
書記 学校教育係主事 川原美香

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認  
日程第2 教育長の報告  
日程第3 付議案件  
(1) 議案第11号 令和3年度豊山スカイプールの休場について  
(2) 議案第12号 令和3年度教育費補正予算要求について  
(3) 報告第1号 豊山町教育支援委員会委員の委嘱等について  
(4) 報告第2号 豊山町生涯学習推進審議会委員の任命について  
(5) 報告第3号 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会（愛知駅伝）豊山町選手候補者記録会について

## 日程第4 その他

### 6 議事内容

#### 開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和3年第6回豊山町教育委員会定例会を開会します。

#### 【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和3年5月14日に開催いたしました令和3年第5回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 第5回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

#### 【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 今回、コロナ対策のため、議案を急遽2件追加しましたことをお許してください。

5月12日から出されましたコロナ感染症による緊急事態宣言が6月20日まで延長されました。コロナ対策が日常化し、一部で慣れや疲れといった声も聞かれますが、引き続き緊張感をもって対応をしなければならないと考えています。

こうした状況の中で教育委員会としても新たにいくつかの対策を講じてまいります。スカイプールの休場については、この後、議案として提出させていただいておりますので、学校関係の当面の対応について2点ご報告いたします。

1点目、小中学校の水泳指導については、昨年に続き、児童生徒の健康安全面を最優先に考え、中止とさせていただきました。この間、他市町の状況を調査するなど感染防止対策を講じた上での実施も検討してまいりましたが、感染拡大状況の深刻化や更衣室等の課題を踏まえ、やむを得ず中止の結論に至りました。

2点目、中学校の自然体験学習については、当初の1泊2日の計画を日帰りとし、6月29日に滋賀県日野町で実施することといたしました。

今後も、児童生徒の気持ちや学習機会の確保とコロナ対策をどのように両立させるかを学校関係者と慎重に協議しながら学校行事を着

実に実施してまいります。

先日、新栄小学校を訪問いたしました。コロナ対策に加え、熱中症対策にも心を配った授業風景でありました。現場の教職員の苦労も大変ですが、児童生徒や保護者の皆様にも一層のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

事務局長： この間の事業報告については、特にございませんでした。

### 【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。

「議案第11号 令和3年度豊山スカイプールの休場について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： 一説明一 議案第11号

教育長： 議案第11号について、何かご意見、ご質問はございますか。  
(特になし)

教育長： ご意見等ないようですので、議案第11号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。  
(異議なし)

教育長： 議案第11号は原案どおり可決されました。

教育長： 続いて「議案第12号 令和3年度教育費補正予算要求について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： 一説明一 議案第12号

教育長： 議案第12号について、何かご意見、ご質問はございますか。

教育長： 整理しますと、1つ目のキャリアスクールプロジェクト事業の歳入7万円は、愛知県からの補助金です。

新型コロナウイルス感染症対策事業の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、修学旅行の日程短縮に伴うキャンセル料に対する国庫補助で、保護者の負担はありません。金額は約111万円です。

3つ目の、職場・校外体験学習事業の「健全育成のための体験活動推進事業費補助金」は、2泊3日で行うスキー研修に対する国庫補助です。全体の予算の3分の1の補助で、約300万円です。

今までもスキー研修を行っていましたが、初めて補助金がついた理由は何でしょうか。

学校教育課長： 財政的にも厳しい状況であるため、何か補助金の対象が無いか探したところ、こちらの補助金が該当することがわかりました。申請したところ内定を得ることができました。

- 教 育 長 : これからも、対象となる補助金が無いか調べてください。
- 中 田 委 員 : 自然体験学習が、1泊から日帰りに変更されましたが、それに対するキャンセル料は発生しませんか。
- 教 育 参 事 : 旅行会社に確認したところ、キャンセル料は発生しないと聞いています。
- 中 田 委 員 : スキー研修も取りやめになる可能性がありますか。  
その場合、代替りの行事は予定されますか。
- 事 務 局 長 : スキー研修は、例年、1月の最終週の月火水曜日に行っています。  
中止の決定が遅れると、3月までに代替りの行事を行うことが難しい可能性があります。
- 教 育 長 : 去年のスキー研修を取りやめにした理由は、研修先の阿智村に、密を避けて150人もの生徒を受入れられるような宿泊施設が無いためでした。  
愛知県から出ているマニュアルにも、緊急事態宣言下では、宿泊を伴う学校行事は、中止又は延期するように書いてありますので、実施は難しいように思います。  
その他にご意見等ないようですので、議案第12号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。  
(異議なし)
- 教 育 長 : 議案第12号は原案どおり可決されました。
- 教 育 長 : 続いて「報告第1号 豊山町教育支援委員会委員の委嘱等について」、事務局から説明をお願いします。
- 学 校 教 育 課 長 : 一説明一 報告第1号
- 教 育 長 : 報告第1号について、何かご意見、ご質問はございますか。
- 教 育 長 : 何をやる会議ですか。
- 学 校 教 育 課 長 : 1年に1回開催する会議で、特別支援学級に通う子の状況を把握したり、専門家から指導や助言をいただきます。
- 教 育 長 : 続いて「報告第2号 豊山町生涯学習推進審議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。
- 生 涯 学 習 課 長 : 一説明一 報告第2号
- 教 育 長 : 報告第2号について、何かご意見、ご質問はございますか。
- 教 育 長 : 校長の定年退職に伴う任命ですか。
- 生 涯 学 習 課 長 : そうです。
- 教 育 長 : 続いて「報告第3号 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会(愛知駅伝)豊山町選手候補者記録会について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： 一説明一 報告第3号

教育長： 報告第3号について、何かご意見、ご質問はございますか。  
愛知駅伝はやりですか。

生涯学習課長： 愛知県の市町村課に問い合わせたところ、今のところ開催する方向  
でいるとのことでした。

教育長： 町おこしや世代間交流にもつながるため、可能であればぜひやって  
ほしいと思います。  
以上で付議案件を終わります。

#### 【日程第4 その他】

教育長： 次に「その他」の事項に入ります。  
事務局から、その他で報告事項等がありますか。

事務局長： 事務局からいくつかご報告があります。

教育参事： 1点目に教科書採択についてご報告します。  
昨年度、中学校で使用する教科書を採択していただきました。

ところが、昨年度に教科書検定で不合格だった歴史の教科書が、内  
容を修正して再度検定を受けたところ合格し、自由社のものが新たに  
追加されることになりました。改めて採択をしていただく必要がある  
ため、本日、現行の教科書と自由社の教科書をお持ちしました。

どのような形で採択するのか、細かい指示はまだありませんが、来  
月の定例会で対応できるよう準備を進めていきますので、ご承知おき  
ください。

教育長： 愛知県には、教科書採択協議会がいくつかあります。豊山町は、愛  
日地区の11市町で構成する教科書採択協議会で、審査・採択された  
教科書を使っています。

採択するのであれば、愛日地区の教科書採択協議会にかけることにな  
りますが、1社だけを後から審査するのは極めて異例なことです。

事務局長： 2点目に、新型コロナウイルス感染症対策についてご説明します。  
小中学校の水泳指導は中止します。

中学校の自然体験学習は、日程を短縮して開催します。当初は1泊  
2日で5月31日から6月1日までで行う予定でしたが、日帰り  
で6月29日に行います。

部活動については、小学校は中止し、中学校は土日を中止し、平日  
は時間を短縮して実施します。

社会教育センター所管施設については、国や県等の指針に基づき、  
施設の使用を制限します。社会教育センター、学習等供用施設、豊山

グラウンドは、利用時間を午後8時まで短縮します。学校施設開放は利用を中止します。

後藤委員 水泳の授業は行わないのですか。学校の授業で行わないと、スイミングスクールに通わせた方が良いのか心配する保護者の方もいらっしゃると思います。通える子は良いですが、そうでない子もいます。

中田委員 低学年だと特に心配です

教育参事： 児童の安全、安心が第一ということで、やむを得ない部分はあります。各校長とも話し合いをして、進級の際に、何ができていて何ができていないのか申し送りをすることや、座学でできることは1時間でも2時間でもやろうという話をしました。今後どうしていくかは、来年度以降考えていかなければなりません。

中田委員： 部活動についてですが、愛知県から、土日の活動を中止し、平日のみとするよう言われたのですか。

教育参事： 必ずしも土日全部の活動を中止する、という指示はありません。近隣の状況を踏まえて判断しました。

中田委員： 近隣では土日の部活動をやっている学校があります。大会があるため、不安を感じている子どももいます。

教育参事： 悩ましいところですが、学校でも陽性者が出ている中では難しい状況です。

教育長： 子どもたちの気持ちと学校行事の両立は非常に難しいところです。コロナ禍で一番心配していることは、教育機会の均等を保つことができず、格差ができてしまうことです。家庭環境の違いによって、学習機会に差ができてしまうことに対し、とても危機感を持っています。

中田委員 テスト期間になると、家庭で勉強ができない子は、図書室で勉強をしていました。今は、間隔を開けて利用するため、席が少なく、利用できない子がいます。

春日井市には学習室があり、整理券を配って利用していると聞いたことがあります。町にも学習スペースがあると良いと思います。

教育長： 社会教育センターに空いている部屋はありませんか。

生涯学習課長： 図書室は間隔を空けて利用しているため、代わりに、1階のロビーに席を設けて対応していますが、研修室等の活用を検討しても良いかもしれません。

後藤委員： 北名古屋市は、図書室の上に学習室があります。

事務局長： できれば目が行き届くところが良いです。

後藤委員： 学校はだめですか。

教育参事： 誰を管理者にするのかという問題があります。

- 教育長： 早急に考えましょう。
- 鈴木委員： 水泳の中止は、何かガイドラインが出ていますか。テレビでは水泳の大会が放映されており、心情的にはやりたいと思う子が多いのではないのでしょうか。
- 教育参事： 愛知県からは、「密を避けて、感染しない状況を作れるならば水泳指導を行っても良い」という通知が出ています。  
感染者が急増している状況等を踏まえて、総合的に判断しました。
- 教育長： 1時間の授業を2, 3時間にしたり、更衣を分けて行う、という案も出ました。
- 後藤委員： 更衣室が密になるのが問題なのですか。
- 教育参事： 更衣室の問題と、プールサイドに持っていくタオル同士が触れてしまうことが課題です。
- 後藤委員： スイミングスクールだと、タオルをビニール袋に入れて持ってきています。
- 教育参事： そういった意見も出ました。  
他市町では、スイミングスクールに委託して授業を行っているところもあります。北名古屋市は、委託でやっている学校も中止の判断をしました。
- 教育長： 水中での感染はありませんか。
- 教育参事： ないと聞いています。
- 中田委員： 今年からPTAの委員をやっています。総会の時に校長先生が、学校の始業時間と終業時間について、今後教育委員会と話をしていく、と言われていましたが本当ですか。
- 教育参事： そのとおりです。昨年の、教員の働き方改革に関する法改正により  
ます。  
子どもたちの登校時間は始業時間よりも前で、管理者が不在の時間帯です。実際は、登校してくる子どもたちに対応するため、ほとんどの教員は30分から1時間早く出勤しています。  
この状況を改善するため、職員の始業時間を少し早めて、子ども達の登校時間を少し遅めることを考えています。保護者の皆様のご意見や考えもありますので、まずはPTAの皆様にお知らせしました。今後調整をしていきます。
- 教育長： 根深い問題です。昭和47年から、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が施行されました。教員の残業時間は明確に区分できないため、教職調整額として、給料の4%を超過勤務手当相当として支払うことになりました。月換算すると8時間程度

ですが、実際は、月80時間以上の教員もいるのが現実です。

一昨年、法の改正により教員の勤務時間の上限が設けられ、教育委員会規則で定める必要が出てきました。規則で定めるといことは、遵守しない場合は法令違反となってしまいます。

近年、教員の志望者数が減っており、人材の確保という面からも教員の勤務そのものを見直す必要があります。

中田委員： 青山から来る子どもたちは、登校に40分くらいかかるため、登校時間が遅くなると少し楽になると思います。逆に、帰りが早くなると、部活をもっとやりたいと思う子が出てくる気がします。

教育参事： 来年の4月に導入できるように進めています。

教育長： 教育委員会にも、節目節目で報告をしてください。

後藤委員： 子どもを送り出してからでないと、保護者は出勤することができません。保護者が職場と調整する時間を踏まえて、変更をしてほしいです。

教育長： 3か月前には周知できるようにしてください。

教育長： その他の報告事項はありますか。

学校教育係長： 一連絡事項― 事務連絡(学校情報配信アプリ、次回定例会の日程)

教育長： その他、委員の皆様からご発言はありませんか。

(発言なし)

閉会の宣告(午前10時30分)

教育長： ご発言もないようですので、これをもちまして令和3年第6回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

上記のとおり令和3年第6回豊山町教育委員会定例会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び教育委員が署名する。

令和3年6月4日

北川教育長

小出教育長職務代理者

後藤委員

鈴木委員

中田委員